

リスク管理に関する規程

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本規程は、一般社団法人SPSラボ若年認知症サポートセンターきずなや（以下「この法人」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止および協会の損失の最小化を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、この法人に所属するすべての理事、監事、及び正職員・契約職員・パートタイム職員を含むすべての職員（以下「役職員」という。）に適用されるものとする。

（緊急事態の範囲）

第3条 本規程において「リスク」とは、この法人に物理的、経済的もしくは信用上の損失 または 不利益を生じさせるすべての可能性を指すものとし、「緊急事態」とは、リスクが具現化した事象などを指すものとする。

第2章 役職員の責務

（基本的責務）

第4条 役職員は、業務の遂行にあたって、法令、定款およびこの法人の定める規程などリスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

（具体的リスクの回避等の措置）

第5条 役職員は、業務の遂行に当たって、具体的リスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、この法人にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じなければならない。

2 役職員は、業務上の意思決定を求めるに当たっては、上位者に対し当該業務において 予見される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申しなければならない。

（具体的リスク発生時の対応）

第6条 役職員は、具体的リスクが発生した場合には、これに伴い生じるこの法人の損失又は 不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行う。

2 役職員は、具体的リスク発生後、速やかに上位者に必要な報告をするとともに、その 後の処理については、上位者の指示に従い、関係する役職員と協議を行う。

3 役職員は、具体的リスクに起因する新たなリスクに備え、前条の措置を講ずる。

（具体的リスクの処理後の報告）

第7条 役職員は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、代表理事に報告しなければならない。

（クレームなどへの対応）

第8条 役職員は、口頭又は文書により利害関係者からクレーム、異議等を受けた場合には、それらが重大な具体的リスクにつながるおそれがあることを鑑み、直ちに上位者に報告し、指示を受ける。

2 上位者は、クレーム・異議などの重要度を判断し、関係する役職員と協議の上、適切に対応しなければならない。

(対外文書の作成)

第9条 役職員は、対外文書の作成については常にリスク管理を意識し、上位者の指示に従うとともに、その内容が具体的リスクの発生を招くものでないことを確認しなければならない。

(守秘義務)

第10条 役職員は、この規程に基づくリスク管理に関する計画、システム、措置等を立案又は実施する過程において取得したこの法人及びこの法人の関係者に関する情報に関して、秘密を保持しなければならない、第1条の目的に照らし、正当な理由がある場合を除き、この法人の内外を問わず開示し、又は漏えいしてはならない。

第3章 その他

(緊急事態発生時の対応方針と手順)

第11条 役職員は、事故などが発生した場合には、これに伴い生じるこの法人の損失または不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行う。

2 役職員は、事故など発生後速やかに、決裁者に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係者と協議を行い、決裁者の指示に従う。

3 役職員は、事故などに起因する新たなリスクに備え、前条の措置を講ずる。

(事故など処理後の報告)

第12条 役職員は、事故などの処理が完了した場合には、処理の経過および結果について記録を作成し、代表理事に報告しなければならない。

(クレームなどへの対応)

第13条 役職員は、口頭または文書により取引先・顧客などからクレーム・異議などを受けた場合には、それらが重大なリスクにつながるおそれがあることを意識し、直ちに決裁者に報告し、指示を受ける。

2 決裁者は、クレーム・異議などの重要度を判断し、関係者と協議のうえ、対応しなければならない。

(緊急事態への対応)

第14条 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合(以下「緊急事態」という。)は、別に定める基準により、代表理事をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

(リスク管理委員会)

第15条 リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、リスク管理委員会を置くものとし、その組織、機能、および運営については、別途定めるものとする。

(緊急事態の通報)

第16条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに代表理事または理事へ通報しなければならない。

(懲戒)

第17条 次のいずれかに該当する者は、その情状により、懲戒処分に付す。

- (1) 具体的リスクの発生に意図的に関与した者
- (2) 具体的リスクが発生するおそれがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった者
- (3) 具体的リスクの解決について、当法人の指示・命令に従わなかった者
- (4) 具体的リスクの予防、発生、解決等についての情報を、当法人の許可なく外部に漏らしたもの
- (5) その他、具体的リスクの予防、発生、解決等において当法人に不都合な行為を行った者

(懲戒の内容)

第18条 前条の懲戒処分の内容は、役員(監事を除く。以下本条及び次条において同じ。)又は職員の情状により次のとおりとする。

- (1) 役員については、戒告に処することがある。ただし、自己申告による報酬減額を妨げない。
- (2) 職員については、就業規則に従い、けん責、減給、出席停止、懲戒解雇とする。

(懲戒処分の決定)

第19条 前条の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、就業規則に従う。

(改 廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。

附則 この規程は令和8年6月17日理事会承認日から施行する。